

令和6年11月13日

広島市観音新町運動広場の命名権取得者の公募に係る質問に対する回答

No,	質 問	回 答
1	W e b（命名権取得者H P）や新聞等へ掲載する広告は、指定管理者を通して作成する必要があるのか。命名権取得者が主体となり作成してもよいのか。	命名権取得者が当施設のP R等を目的としてW e bや新聞等へ広告を掲載する場合は、本市及び指定管理者を通して作成する必要はなく、命名権取得者が主体となって作成しても差し支えございません。
2	広島市観音新町運動広場の営業時間を教えてほしい。	原則は下記のとおりです。ただし、指定管理者の提案により休場日の開場及び開場時間を延長することがあります。 ＜休場日＞ ア 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日を除く。） イ 8月6日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで ＜開場時間＞ 午前9時から午後9時まで